

日社福士発 2019-768

2020年3月24日

都道府県社会福祉士会 会長 様

公益社団法人 日本社会福祉士会  
会長 西島 喜久  
(公印省略)

### 新型コロナウイルス感染拡大に伴う後見活動の配慮について（依頼）

本会の権利擁護センターの取り組みに御協力をいただき、御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大により、みなさまの地域でも大きな影響が出ておられることと存じます。私たち社会福祉士は、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年3月19日)として「高齢者や持病のある方に接する機会のある、医療、介護、福祉ならびに一般の事業者で働く人は一層の感染対策を行うことが求められます。発熱や感冒症状の確認ならびに、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなどの対応が当分の間求められます」と提言されており、より一層の感染対策と後見活動の両立が求められているところです。

一方で、外部からの面会を一部又は全部制限している施設や病院等をはじめ、職務上、感染予防の観点から施設や病院等への面会又は訪問を自粛又は制限している施設や病院等もあり、後見活動に著しい影響がでている会員も多くおられることと存じます。

本会では、基本的に後見人等は本人への面談を月に1回は行うこととしていますが、本人と顔を合わせる行為そのものを目的とするわけではなく、本人にとって重要な事項（意思決定支援を含む。）に関わる後見人等として本人の心身状況を把握し、環境の変化の有無を確認することなどから、後見人等として必要な対応（電話等による確認を含む）を、本人を取り巻く支援関係者と検討できるようにすることが目的と位置づけております。そのため、今回のような非常時においては、必ずしも月1回の面談が実施できないこともあり、本人に不利益が生じないよう関係機関と連携を図りながら臨機応変な対応を図るとともに、後見人自身が感染者とならないよう、国、都道府県、市町村が発信する情報に十分留意しながら感染予防に努められるよう、お願い申し上げます。

感染対策と後見活動の両立の観点から、それぞれの地域の実情に合わせた創意工夫又は運用が求められており、必要に応じて、適宜、貴会会員や名簿登録者に対して、情報発信等を行うよう、ご検討いただけますようお願い申し上げます。

なお、参考までに東京社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ東京が名簿登録者等に発出した「新型コロナウイルス感染症対応に関する後見業務について」を情報提供させていただきます。